

# 事業者のみなさんへ

## 環境確保条例と公害防止



江戸川区

# よりよい地域環境づくりのために

工場など事業活動による公害を防止する目的で「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成13年4月1日施行。略称は「環境確保条例」、東京都公害防止条例が全面改正されました）では、工場認可及び指定作業場届出の制度を定めています。

この制度は、工場などの設置や変更を計画したとき、計画内容が条例の規定や規制基準等に適合しているかを事前に確認し、事業活動に伴って発生する公害を未然に防止しようとするものです。ご協力をお願いします。

騒音・振動・悪臭の規制基準表

用途地域		住居地				商業地		工業地	
		第1種低層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
区分・時間									
騒音	6時～8時	40		45			55		60
	8時～19時	45		50			-		-
	19時～23時	40		45			-		-
	23時～6時	40		45			50		55
	8時～20時	-		-			60		70
	20時～23時	-		-			55		60
振動	8時～19時			60					-
	19時～8時			55					-
	8時～20時			-			65		
	20時～8時			-			60		
悪臭	敷地境界線				10		12		13
	排出口 高さ15m未満	0.6mφ未満			31		33		35
		0.6mφ～0.9mφ未満			25		27		30
		0.9mφ以上			22		24		27

<備考>

- ①騒音と振動の単位は「dB」（デシベル）、悪臭は「臭気指数」（臭気濃度の常用対数値に10を乗じた数値）
- ②周辺に学校・病院等が立地している場合、騒音と振動の規制基準値は上記表から5dB減じた値となる場合があります。
- ③悪臭は、排出口高さ15m以上と排水にも規制基準が設定されています。
- ④その他、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水についても規制基準があります。

# 工場認可制度

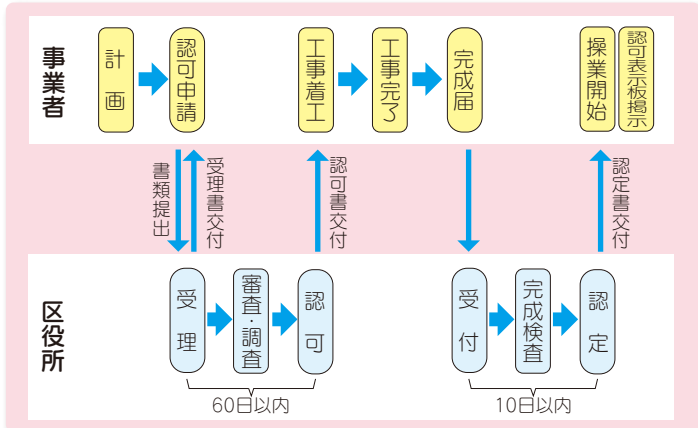
工場（環境確保条例別表第1に規定されています）は、認可を受けて操業する必要があります。

## 認可を要する工場

物品の製造、加工又は作業を常時行う事業所で、下表区分の要件にあてはまるものです。

区分	定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用するもの	定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用するもので、次に掲げるもの(抜粋)	次に掲げるもの(抜粋) (原動機の有無に関係なく)
該当例	<b>【対象作業例】</b> ・金属加工 ・自動車整備 ・クリーニング (併設店舗なし) ・廃棄物中間処理 ・食品加工 など	①縫製 ②印刷又は製本 ③金属の打抜き、切断 ④木材、合成樹脂等の引割り、削り ⑤その他、条例に該当するもの など	①電気やガスでの金属の溶接、切断 ②塗料、染料等の吹き付け ③合成樹脂の加熱加工 ④金属の酸洗い、腐食、メッキ ⑤その他、条例に該当するもの など

## 手続きの流れ（認可申請から工場操業まで）



- (注) 1. 審査又は検査の過程で公害防止等の改善を求める場合があります。  
 2. 事業所を設置する場合、建築上の用途地域やその他法令で規制を受けることがあります。あらかじめ、各担当窓口でご相談ください。

## 申請書類

- ・申請書(条例規則で定める様式)各種
- ・機械設備等明細書(能力等)
- ・周辺図(半径約100m範囲を明示)
- ・敷地、建物配置図(4隣関係図)
- ・作業場平面図(機械・設備等配置図)
- ・作業場建物の立面図(4方位)
- ・公害防止設備等の構造図、カタログ等
- ・その他、必要とするもの

※認可申請(設置又は変更)の際は手数料が必要です。詳しくはお問い合わせください。

# 指定作業場届出制度

指定作業場（環境確保条例別表第2に規定されています）は、届出が必要です。

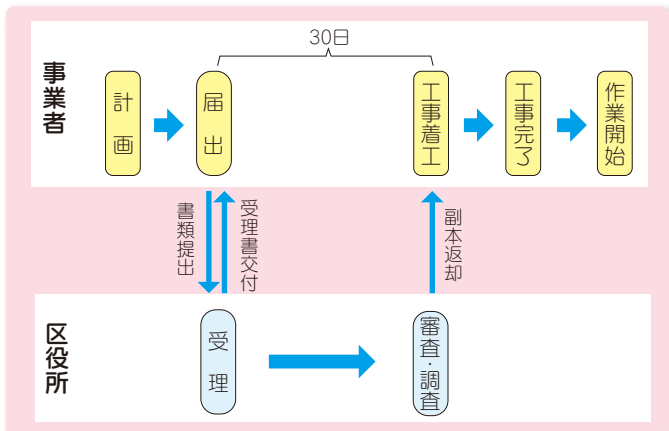
## 届出を要する作業場

工場には該当しない作業場として、32種類を定めています。

### <主な指定作業場>

- ①自動車駐車場（収容能力20台以上）
- ②ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド等
- ③自動車洗車場
- ④ウエスト・スクラップ処理場
- ⑤廃棄物の積替え・保管場所
- ⑥材料置き場（100㎡以上）
- ⑦洗濯施設を有する事業場（作業場50㎡未満で店舗併用）
- ⑧ボイラー（一定規模以上）等を有する事業場 など

## 手続きの流れ（届出から作業開始まで）



- (注) 1. 審査の過程で公害防止等の改善を求める場合があります。  
2. 事業所を設置する場合、建築上の用途地域やその他法令で規制を受けることがあります。あらかじめ、各担当窓口でご相談ください。

## その他の主な届出（工場、指定作業場）

氏名等変更届出	事業所の名称や代表者が変わったとき	30日以内に届出
承継届出	事業所の合併や譲渡があったとき	
廃止届出	事業所を廃止したとき	

# 公害防止の工夫

未然防止の考え方が大切です。

## 騒音防止例

### ●音源対策

- 機械は屋内に設置する。
- 低騒音型機械に替える。
- 機械に消音器を設置する。
- 機械は中央部に配置する。

### ●建物構造対策

- 壁を遮音性の高いものにする。
- 窓を二重化、防音サッシを採用する。
- 出入口の二重化や防音カーテンを設置する。
- 換気口に防音フードを取り付ける。

### ●遮へい対策

- 塀などで建物を囲む。
- 作業場を倉庫や事務所で隣家と隔てる。

## 振動防止例

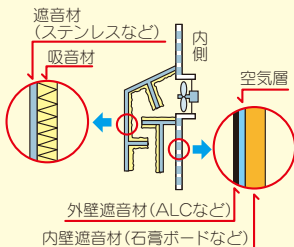
- 低振動型機械に替える。
- 機械と地面の間に防振用ゴムやバネを付ける。
- 振動機械を隣家から離して配置する。

## 悪臭・有害ガス防止例

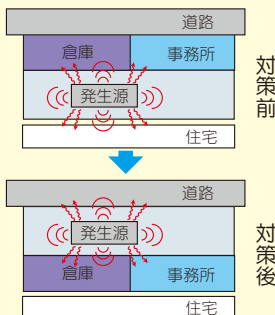
- 除害装置を取り付ける。
- 設備や装置の定期点検、整備を実施する。
- ダクトの排出口の位置、向きを工夫する。

## 対策例

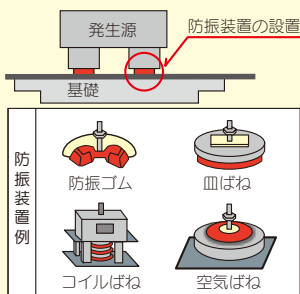
### ●換気口・壁面の改善



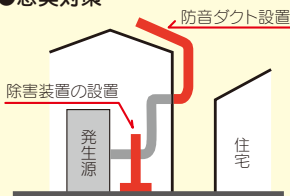
### ●遮へい対策（騒音）



### ●防振対策



### ●悪臭対策



## 化学物質の適正管理

適正管理化学物質（条例施行規則別表第11に掲げる59物質）を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

## 土壌汚染の調査及び対策

有害物質（条例施行規則別表第12に掲げる27物質）を取り扱い（製造、使用、処理又は保管）、又は取り扱ったことのある事業者及び土地改変者には、汚染土壌に係る調査及び対策が義務づけられています。

## 地下水揚水規制

地盤沈下防止等のため、動力を用いる揚水施設（井戸）には、構造基準や揚水量の規制がかかり、設置届や揚水量の報告が義務づけられています。

## ご相談下さい

騒音や悪臭などの公害でトラブルが発生すると、近隣に影響を及ぼしたり、操業にも差し支えることがあります。

日頃から、自主監視に心がけるなど、周囲環境への配慮をお願いします。

### 環境に関する情報等（ホームページアドレス）

江戸川区役所 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>  
東京都環境局 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

お問い合わせ先

**江戸川区環境部環境課指導係**

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

TEL 03-5662-1995(直通)

令和3年4月